## 定住と新婚生活をサポート

# 3世帯に奨励金を交付

3月24日、定住奨励金と新婚ライフ

サポート金の交付式が町長室で行われ、 町に I ターンで定住した 2 世帯と新婚 1世帯が出席。鈴木重男町長から移住 者への奨励金と新婚世帯へのサポート 金(くずまき商品券)が贈られました。 鈴木町長は「定住を心から歓迎しま す。町は若い方々の定住に全力で取り 組んでいます。葛巻の魅力を積極的に 情報発信していただき、いろいろなこ とにも挑戦し、町をさらに元気にして いただきたい」とあいさつしました。

昨年7月に盛岡市から親子3人で転 入し、高砂荘に勤務する堀幸太さん (27歳・星野) は、「とてもありがたい。 奨励金は家電購入や外食など、家族3 人が葛巻での生活を楽しく過ごすため に大切に使わせていただきます」と感 謝しました。



鈴木町長から定住奨励金を受け取る堀さん

#### 町の定住奨励金制度の紹介

#### ■若者定住奨励金

45歳未満の人がいる世帯のU・I ターン者へ15万円、中学生以下の 子ども1人につき5万円の加算

- ■新婚ライフサポート金
- 10万円 (くずまき商品券)
- ■地域情報通信基盤施設加入奨励金 U・I ターン世帯へ6万3千円
- 空き家活用奨励金

U・Iターン者へ空き家を売買、 貸与する所有者へ5万円 など

詳しくは総務企画課(☎66-2111 内線223) へお問い合わせください。

# 快適な住まい づくりを応援

# 快適な住まいづくり応援事業

間総務企画課 ☎66-2111 内線225

住宅の改修工事費の一部を補助します。

- ■対象者 町内に住所があり、対象住宅に居住している当該住宅の所 有者または同居している人(過去に当該事業または住宅リフォーム 応援事業による補助を受けていない人)
- ■対象住宅 自己の居住用で、建築後5年以上経過した住宅 ※賃貸住宅は対象外
- ■対象工事 町内の事業者による施工で、工事費が30万円以上
- ■補助金額 工事費の5分の1以内で、上限は15万円

※「くずまき商品券」で交付します。

※工事着手の15日前までに補助金申請が必要です。



# 水洗化普及支援事業

間建設水道課 ☎66-2111 内線242

トイレの水洗化工事費の一部を補助します。

- ■対象者 町内に対象住宅を所有している人
- ■対象住宅 ①居住用住宅 ②店舗併用住宅 ※住宅の新築は対象外
- ■対象工事 水洗化に伴う給排水工事、水洗便器の設置、トイレなど の関連する部分の改修工事
- ■補助金額(「くずまき商品券」で交付します)
- ▷一般世帯 工事費の1/2以内で、上限は37万5千円
- ▷高齢者・障がい者・ひとり親などの世帯
- 工事費の2/3以内で、上限は50万円

※工事着手の10日前までに補助金申請が必要です。

# 商工業者の 経営を支援

# 商店等設備導入支援事業

間総務企画課 ☎66-2111 内線225

商工業者の設備導入や店舗改装を支援します。

- ■対象事業者 町内において小売業、飲食サービス業、生活関連サー ビス業を10年以上営む個人事業主または資本金1千万円以下の法人
- ■対象となる設備更新 ①機器・設備取得の合計が10万円以上
- ②店舗リフォーム工事が30万円以上
- ■補助金額 設備更新費用の2/3以内で、上限は66万6千円
- ※実施前に補助金申請が必要です。

# くずまき型持続可能な産業づくり支援事業

圆総務企画課 ☎66-2111 内線225

商工業者の人材育成や新分野開拓を支援します。

- ■対象者 町内の商工業者など
- ■事業内容 ①ものづくり人材育成事業 ②経営品質向上事業 ③後 継者育成事業 ④起業家支援事業 ⑤電子化推進事業 ⑥新分野開 拓•連携支援事業
- ■補助金額 対象経費の1/2 ~ 2/3以内で、上限は事業内容により50 万円~200万円 ※実施前に補助金申請が必要です。



# 若者定住家賃補助事業

間総務企画課 ☎66-2111 内線223

月額31,000円以上の賃貸住宅に居住する「若者」に対して家賃を補助します。

#### 次の全ての要件に該当する人

①18歳以上40歳未満の人(夫婦においては年齢の合計が80歳未満であること) ②町内に住所があり、賃貸契約に基づきアパートなどに実際に居住している人 ③就労していること ④税金、水道料などを滞納していないこと ⑤生活保護を受けていないこと

#### 月額家賃から30,000円を除いた額の1/2で、10,000円を上限とします。

【例】月額家賃35,000円の場合の1カ月の補助額(35,000円-30,000円)×1/2=2,500円

総務企画課の窓口で配布している申請書に記入し、賃貸契約書の写しなど必要 書類を添えて提出してください。

※補助金は、上半期と下半期に分けて「くずまき商品券」で交付します。

#### 次に該当する場合は補助金の申請ができません。

①町営住宅や定住促進住宅など、町が所有する住宅の入居者 ②社宅、社員寮などのほか、入居者以外の方が借り上げている住宅 ③家賃を滞納しているとき ④賃貸住宅に居住の実態がないとき

# 妊婦さんの

# マタニティライフサポート金

**間**健康福祉課 **☎**66-2111 内線157

出産前の生活を支援するため、妊婦健診時の交通費や出産前に必要な物品の購入費、 妊婦健診や出産時の宿泊費の一部を助成する「マタニティライフサポート金」を交付し ます。

#### 次の全ての要件に該当する人

①町内に住所があって、生活の主体が町内にある人



③奸婦健診および出産のため、町外医療機関を利用している人



#### ■交通費・物品購入支援

妊婦健診時の交通費や、出産準備用品購入費などの一部を支援します。

▷交付額 一律 50,000円

▶手続き方法 母子健康手帳の交付時に申請書をお渡ししますので、出産前ま でに健康福祉課で申請手続きを行ってください。申請の際は、印鑑と通帳を お持ちください。

## ■宿泊費支援

妊婦健診や出産などのため本人または配偶者(家族)が利用した宿泊施設に 係る宿泊費用の一部を支援します。

#### ▷交付額 10,000円を限度に交付

▶手続き方法 宿泊施設利用日から1カ月以内に、健康福祉課で申請手続きを 行ってください。申請の際は、印鑑と宿泊利用料の領収書をお持ちください。 ※既に50,000円の交付を受けた方であっても、4月1日以降に健診や出産などのた め宿泊施設を利用した方は対象になります。

# 詳しくは 担当課へ気軽に お問い合わせください

[15] 平成28年4月1日・広報くずまき

広報くずまき・平成28年4月1日 (14)